

必ずチェック 最低賃金！

長野県最低賃金は

時間額 8 2 1 円

平成30年10月1日から適用

(平成30年9月30日までは、時間額795円です。)

§ 長野県最低賃金改正のお知らせ §

長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用される「長野県最低賃金」が改正されます。

最低賃金は、最低賃金法に基づき、使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。この機会に、是非、支払われている賃金を適用される最低賃金額以上であるか確認をしてみてください。(特定(産業別)最低賃金の対象業種のうち、「各種商品小売業」については時間額817円(効力発生日 平成29年12月31日)が適用され、同じく「印刷、製版業」については時間額809円(効力発生日 平成29年12月31日)が適用されていますが、平成30年10月1日からは、それぞれの特定(産業別)最低賃金が改正されるまでは長野県最低賃金が適用されることとなります。)

なお、最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金であって、最低賃金額との比較に当たって臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは算入されません。

また、厚生労働省では、中小企業に対する賃金の引上げのための助成金等の支援制度を用意しています。詳しくは、長野労働局雇用環境・均等室(電話026-223-0560)までお問い合わせください。

最低賃金制度に関するお問い合わせは、

最寄りの労働基準監督署 又は

長野労働局 労働基準部 賃金室 (電話026-223-0555)

までどうぞ。